

別表 3

建築物省エネ法判定料金

1. モデル建物法による場合

(消費税別)

用途	延べ面積	判定料金	
		単独申請の場合	確認申請と併願の場合 (※)
ホテル、病院、集会 場等およびこれらの 用途を含む複合建築 物	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	200,000 円	180,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	240,000 円	－ (注 1)
工場・倉庫等	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	100,000 円	80,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	120,000 円	－ (注 1)
上記の用途以外の建 築物	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	140,000 円	120,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	160,000 円	－ (注 1)

※：業務規程第 19 条(1)に該当する場合

2. 標準入力法による場合

(消費税別)

用途	延べ面積	判定料金	
		単独申請の場合	確認申請と併願の場合 (※ 1)
ホテル、病院、集会 場等およびこれらの 用途を含む複合建築 物	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	320,000 円	300,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	360,000 円	－ (注 1)
工場・倉庫等	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	170,000 円	150,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	200,000 円	－ (注 1)
上記の用途以外の建 築物	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	200,000 円	180,000 円
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	240,000 円	－ (注 1)

※：業務規程第 19 条(1)に該当する場合

注1．当機関の建築確認・検査は5,000 m²以内の建築物を業務範囲としているため、それを超える併願申請の料金は設定していません。

注2．建築物省エネルギー表示制度（BELS）および建築物エネルギー消費性能確保計画の評価申請が同時に提出された場合の手数料は、一律10,000円（消費税別）とします。

注3．一定期間内に複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、見込める場合は業務規程第19条（2）により別途減額することができます。

3. 変更申請料金

規程第12条第1項に基づく変更計画に係る適合性判定手数料は、当初申請時の料金の1/2の額とします。

4. 再発行

適合判定通知書、軽微変更該当証明書を再発行する場合の交付手数料は、一通につき5,000円（消費税別）とします。